

難病のある方・発達障害者・高次脳機能障害者の雇用に関するアンケート調査表

1 企業情報

所在地 [都・道・府・県 区・郡・市 町・村]

事業所数 [ケ所] ← 本店/本社を含む数をご記入下さい。

問1-1 記入者（該当するもの一つ）

- 1 事業主・役員 2 支店長・所長 3 人事 4 総務 5 その他

問1-2 産業別（複数回答可）

- | | | | |
|-----------------|----------|------------|----------|
| 1 農林漁業 | 2 建設業 | 3 製造業 | 4 情報通信業 |
| 5 電気・ガス・熱供給・水道業 | 6 運輸・郵便業 | 7 卸売・小売業 | |
| 8 金融・保険業 | 9 不動産業 | 10 飲食店・宿泊業 | 11 医療・福祉 |
| 12 教育・学習支援業 | 13 サービス業 | | |
| 14 その他 | [| | |

問1-3 従業員数（該当するもの一つ）週30時間以上の常用労働者が対象です。

- 1 55人以下 2 56人～100人 3 101人～200人
4 201人～300人 5 301人～999人 6 1,000人以上

2 障害者の雇用状況と障害者法定雇用率の対応について

問2-1 平成21年6月1日現在の障害者実雇用率についておたずねします。

従業員56人以上の企業につきましては、ハローワークへ報告（障害者雇用状況報告書）された障害者実雇用率でもかまいません。また、それ以外の企業につきましては、下記の計算式により算出をお願いいたします。

	重度の30時間以上労働者	重度の短時間労働者	重度以外の30時間以上労働者	重度以外の短時間労働者	合計
身体障害者	()人×2	()人×1	()人×1	—	人
知的障害者	()人×2	()人×1	()人×1	—	人
精神障害者	—	—	()人×1	()人×0.5	人
※ 短時間労働者とは、20時間以上30時間未満のこと				計 (A)	人

【計算式】 (A) ÷ 常用雇用者労働者の総数 = 障害者実雇用率 [%]

小数点以下第2位まで

問2-2 障害者法定雇用率への対応状況についておたずねします。
(該当するもの一つ)

- | | | |
|----------------------|---|----------|
| 1 余裕をもって採用しているので問題ない | } | ⇒ 問3-1へ |
| 2 将来的には障害者の増員が必要 | | |
| 3 特例子会社等を活用する | | |
| 4 直ぐにも採用したいが困難な状況にある | } | ⇒ 以下の質問へ |
| 5 納付金を納めてでも雇用は困難である | | |
| 理由 | } | |

問2-3 身体障害者・知的障害者・精神障害者の採用が困難だと思う理由についてご記入下さい。(複数回答可)

- 1 求める人材と求職者がマッチングしない
 - 2 業務が複雑化・高度化しており対応できそうにない
 - 3 全ての障害者に見合う仕事を準備できない
 - 4 受け入れたくとも社員らの理解が得られにくい
 - 5 社員の削減はあっても求人や増員の計画はしていない
 - 6 職場のハード面の改善が追いついていない
 - 7 障害者が仕事に慣れるまで教育・指導する人員の余裕が当社にはない
 - 8 ノウハウがない
 - 9 その他
- }

3 難病・発達障害・高次脳機能障害のある方への対応について

問3-1 障害者手帳をもたない難病・発達障害・高次脳機能障害のある方々(以下、「その他障害者」という。)の存在についてご存知でしたか。

- | | | |
|-----------|---------|----------|
| ・ 難病 | 1 知っている | 2 知らなかった |
| ・ 発達障害 | 1 知っている | 2 知らなかった |
| ・ 高次脳機能障害 | 1 知っている | 2 知らなかった |

全てに「2」であった方は、問4-1へ
また、それ以外の場合は、以下へお進み下さい

問3-2 問3-1で「知っている」に記載された方におたずねします。どのようにして「その他障害者」の事をお知りになりましたか。(該当するものに○印を記入)

		難病	発達	高次脳
1	家族や親族、又は、友人・知人に当事者がいるから			
2	職場に当事者がいる、又は、社員の申出によって知った			
3	メディアを通じて知った			
4	セミナー・研修会等の機会を通して知った			
5	ハローワークや障害者職業センターなどの紹介で知った			
6	その他 ()			

4 「その他障害者」の雇用状況について

問4-1 貴社では、「その他障害者」を、現在、又は、これまで雇用したことはありますか。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1 現在雇用している | } ⇒以下の質問へ |
| 2 現在雇用していないが、かつて雇用していたことがある | |
| 3 雇用したことはない | } ⇒問5-1へ |
| 4 把握していない | |

問4-2 その方の業務内容についてお教え下さい。

- 1 事務職A (経理・総務) [人] 2 事務職B (軽微な事務) [人]
 3 接客 [人] 4 運転 [人] 5 清掃 [人]
 6 製造 [人] 7 専門性の高い業務 [人]
 8 営業 [人] 9 その他 [人] (内容)

問4-3 その方の雇用形態をお教え下さい。(実数が分からない場合「？」と記入)

	正社員	嘱託・契約 ・準社員等	パート・アルバイト
難病のある方 (注1)	人	人	人
発達障害者	人	人	人
高次脳機能障害者	人	人	人
その他の疾病等 (注2)	人	人	人

注1) 難病とは、厚生労働省が特定疾患として指定する130疾患のこと(生活習慣病を除く)

注2) その他の疾病等とは、難病指定以外の疾病の方のこと(例)筋ジストロフィー、HIVなど

問4-4 「その他障害者」の雇用経緯についておたずねします。

- | | | |
|--------------------------|---|----|
| 1 障害（疾病）があることを知らずに採用した | [| 人] |
| 2 障害（疾病）を理解した上で採用した | [| 人] |
| 3 採用後に障害（疾病）を持った | [| 人] |
| 4 障害者を採用したら「その他障害者」でもあった | [| 人] |
| 5 その他（ ） | [| 人] |
| 6 わからない | [| 人] |

5 「見えない障害」についての対応

問5-1 採用後に「その他障害者」であることが判明した場合、貴社ではどのような対応をされますか、若しくは、されましたか？（複数回答可）

- 1 転職を勧める
- 2 就業規則に照らし合わせて対応する
- 3 仕事ができるのであれば関係ない
- 4 障害（疾病）に応じた配慮を検討する
- 5 配置転換を検討する
- 6 雇用形態の変更を検討する（正社員から契約社員への変更など）
- 7 その他 []

問5-2 提出された履歴書に「その他障害者」に関する記載があった場合は、どのように対処されますか。（複数回答可）

- 1 書類選考で不採用とする
- 2 面接は行うが結果次第である
- 3 事前に障害（疾病）を学習した上で面接に応じる
- 4 配属予定先の管理職者と受入れを協議した上で面接する
- 5 医療従事者（医師や看護師など）や専門の支援機関に相談する
- 6 募集した以外の職域や職種、又は、パート職（契約）で検討する
- 7 本人の申出を聞き、どのような仕事をしたいのか相談にのってもよい
- 8 仕事ができるのであれば関係ない
- 9 その他 []

6 採用する上での不安要因と就労支援について

問6-1 「その他障害者」を新たに採用（雇用）することは可能ですか。（○印を記入）

		難病	発達	高次脳
1	積極的に採用を検討したい			
2	既存の職種・職務に適応できるのであれば可能			
3	困難である			
4	わからない			

問6-2 「その他障害者」を雇用する上でどのような不安をお感じになりますか。

（複数回答可）

- 1 障害（症状）についての知識がない
- 2 雇用管理の方法が分からない
- 3 コミュニケーションの方法が分からない
- 4 障害に見合った仕事がない
- 5 障害（症状）が重くなるようなことになれば責任が取れない
- 6 仕事や生活面をサポートできるような余剰人員がない
- 7 生活面・医療面も含めた支援体制の確保が困難
- 8 何かしらトラブル(クレームなどを含む)を起こすのではないかと考える
- 9 その他 []

問6-3 今後、「その他障害者」の雇用を進めるためには何が必要だと思いますか。

（複数回答可）

- 1 経済が回復すること
- 2 国による広報と啓発が進むこと
- 3 社員や労働組合側に理解と啓発が進むこと
- 4 各種学校や訓練施設と会社側との連携が広がること
- 5 障害者法定雇用率の対象に含めること
- 6 身体障害者、知的障害者等と同じ助成金制度が利用できること
- 7 障害（疾病）に見合う設備等改修費用の助成が受けられること
- 8 全体的なマネジメントができる専門家の指導が得られること
- 9 通勤に際してサポート（福祉サービスを含む）が受けられること
- 10 働くことに対する家族の理解と支援が継続的に得られること
- 11 社会人としてのマナーやスキルを身につけていること
- 12 業務上必要と思われる資格を有していること
- 13 その他 []

問6-4 平成21年度より新たに創設された「発達障害者雇用開発助成金」「難治性疾患患者雇用開発助成金」等の助成金についておたずねします。

(該当するもの一つ)

- 1 知らなかった
- 2 既に利用した
- 3 機会があれば利用したい
- 4 利用するのは難しいと思う

〔理由

〕

問6-5 「その他障害者」への雇用支援は必要だと思いますか。(該当するもの一つ)

- 1 国・民間が一体になって就労支援に取り組む必要がある
- 2 国が責任を持って行うべきである
- 3 ケースバイケースであり一概には言えない
- 4 必要とは思わない
- 5 わからない

7 その他の活動

問7-1 障害のある人の就労や社会参加を支援するため、企業として取組まれていることがあればお教え下さい。(複数回答可)

- 1 障害のある中・高生や特別支援学校(盲・聾・養護学校)からの実習を受け入れている
- 2 バリアフリー化などの取り組みを行なっている
- 3 仕入れに際して障害者作業所等の製品を採用している
- 4 業務の一部又は全部を障害者作業所等に委託している
- 5 障害者作業所の商品販売に協力したり、購入したりしている
- 6 人権や差別に関する社員教育や研修を行っている
- 7 その他

〔

〕

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

最後に、本アンケートの記載内容に関して、当事務局からおたずねをさせて頂くことが可能であれば幸いです。

ご協力頂ける場合には、下記の連絡先欄へご記入をお願いいたします。

会 社 名	
所属・役職	
お 名 前	
T E L ・ 内 線	
E メール（自由記載）	
特記事項 （自由記載） その他 ご感想など	

締切日：平成21年11月6日（金）までにご投函ください。

